



00088

◆鳥取縣告示第六百九十四號  
米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査章返納並交付セリ  
昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

區分	番號	年 月 日	所 官 廳	職名	氏 名
返納	三四	昭和十五年八月十五日	西伯郡高麗村役場	書記	田口 都藏
交付	三四	昭和十五年八月二十三日	同	書記	森田 不二雄

◆鳥取縣告示第六百九十五號  
鳥取驛前第一土地區劃整理組合地區及規約並設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百九十六號  
昭和十四年二月鳥取縣告示第九十三號ヲ以テ告示ニ係ル職業紹介法第四條ニ依リ職業紹介所ニ設置スベキ聯絡委員ノ定數左ノ通變更ス

00089

昭和十五年九月十日

鳥取職業紹介所管轄内 三四九名  
米子職業紹介所管轄内 二一三名  
倉吉職業紹介所管轄内 二九五名

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第六百九十七號  
東伯郡上小鴨村ニ負債整理委員會ヲ設置シ委員ノ定數ヲ拾名ト定メ左ノ者ヲ委員ニ任命セリ  
昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

齊江 猪藏 岸田 甚一 齊江 房治 海地 文雄  
野儀 節 太田 義朝 山本 德藏 猪川 英嗣  
竺原 恒市 高本 正郎

◆鳥取縣告示第六百九十八號  
米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑セリ  
昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
-----	-----	--------	---------	---------

00090

出井次郎義春 影井 政一 氣高郡正條村 氣高郡正條村役場 昭和十五年九月三日

○鳥取縣告示第六百九十九號  
西伯郡法勝寺村馬場耕地整理組合ハ目的事項完成ニ依リ解散セリ  
昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

○鳥取縣告示第七百號  
產婆登錄名簿ノ訂正者左ノ如シ  
昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣米子市愛宕町四番地  
昭和十年一月一日市區改正町名變更ノ爲住所變更  
ニ依リ昭和十五年八月九日付名簿訂正方出願ニ對シ  
昭和十五年八月十九日訂正

田 邊 房 子

住所 鳥取縣岩美郡倉田村大字國安七三番地  
昭和十五年八月二十六日住所移轉ニ依リ同日附名簿  
訂正方出願ニ對シ昭和十五年八月二十七日訂正

衣 笠 喜 代 子

00091

住所 鳥取縣米子市博勞町四丁目二番地  
昭和十一年三月十四日住所移轉ニ依リ昭和十五年  
八月九日名簿訂正方出願ニ對シ同月十九日訂正

玉 井 靜 枝

住所 鳥取縣米子市道笑町二丁目一〇番地  
昭和四年四月一日住所並開業地移轉ニ依リ昭和十五年  
八月九日付名簿訂正方出願ニ對シ同月十九日訂正

田 中 か か

○鳥取縣告示第七百一號  
健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス  
昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證 記號 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所 所在 地 並 名 稱	無効トナリタ ル被保險者證 交付年月日	無効トナリタ ル年月日	備考
西をよ 一四一	中谷 道子	西伯郡境町 尾古 鐵 工 所	一四、五、二一	五、六、一	

同	一三五	足立 雄幸	同	一四、四、一七、一五、六、一
同	一三八	鱒岡 静江	同	一四、四、二七、一五、六、一
鳥やい	二五	慈父田勝男	鳥取市上魚町 矢谷 印刷所	一四、二、一六、一五、六、一
同	二三	森田 聰	同	一四、五、三一、一五、二、一
米ま	二八	久保 嘉市	米子市錦町三丁目 松村 製材所	一四、一〇、一六、一五、七、二
氣にに	三、八二八	朝倉 厚	氣高郡湖山村 日本製絲株式會社湖山工場	一四、八、二一、一五、六、一
米よ	七八三	高橋 節	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	二二、九、二四、一五、七、二六
岩い	一、四二五	横山 政平	岩美郡小田村 美 鑛 山	一一、一、二二、一五、二、一
米なろ	七	山口 雅夫	米子市道笑町 長田 洋服店	一四、四、七、一五、五、二〇

鳥取縣公報 第千六百六十四號 昭和十五年九月十日 (第三種郵便物認可)

鳥ひ	六〇六	石川 雅信	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車株式會社	一四、八、二一、一五、七、二八
同	三〇	西山 武男	同	一〇、三、三三、一五、八、二
鳥とへ	三四	田中 義正	鳥取市三軒屋町 鳥取瓦斯株式會社	一四、三、二一、一五、七、六
岩いほ	四九	橘 藤吉	岩美郡津ノ井村 因幡瓦工業組合	一五、五、九一、一五、五、二
米よ	八二〇	小田 國義	米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所	一二、一〇、二五、一五、八、一
西たわ	一〇	福本 シモ	西伯郡御來屋町 大山山農産加工組合	一三、九、一三、一五、八、五
米にほ	二、七六一	太田 光治	米子市錦町三丁目 日本製絲株式會社米子工場	九、五、二九、一五、八、八
鳥ひは	七八	西部幸太郎	鳥取市東品治町 日ノ丸商事株式會社	一三、三、二二、一五、六、一五

鳥取縣告示第七百二號 産婆名簿登錄並訂正者左ノ如シ

鳥取縣公報 第千六百六十四號 昭和十五年九月十日 (第三種郵便物認可)

昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

本籍 鳥取縣日野郡山上村大字笠木一三四番地  
住所 同 上

昭和十五年八月三十一日 長 岡 さ み 子  
第八二八號 登錄

住所 鳥取縣米子市日野町八八番地

昭和十五年八月二十三日住所並開業地移轉ニ依リ名簿  
訂正方出願ニ對シ昭和十五年八月二十九日訂正

内 田 あ い

◆鳥取縣告示第七百三號

昭和八年七月鳥取縣告示第二百八十六號林產物検査證發賣捌人及其ノ賣捌區域中左ノ通改ム

昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

種別欄「二錢一厘」ノ次ニ「三錢二厘」ヲ加フ

◆鳥取縣告示第七百四號

賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ八頭郡製材業者中尾甚九郎外六拾參名ヨリ申請ニ係ル賃金協  
定ノ件昭和十五年九月七日左ノ通許可セリ

昭和十五年九月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 申請者ノ住所氏名

八頭郡若櫻町大字若櫻一、二四二番地

中 尾 甚 九 郎

八頭郡若櫻町大字若櫻九二六番地

岡 田 政 一

八頭郡若櫻町一六二番地

三 島 正 吉

八頭郡若櫻町一三五番地

伊 井 野 正 人

八頭郡若櫻町大字若櫻九二四番地

三 島 元 藏

八頭郡若櫻町大字新町五五番地

山 田 勝 雄

八頭郡若櫻町大字若櫻四六四番地

矢 部 孝 泰

八頭郡若櫻町大字若櫻三九六番地

岡 田 正 吉

八頭郡若櫻町一三番地ノ一四	中 島	宣 二
八頭郡若櫻町大字若櫻三五五番屋敷	中 原	繁 行
八頭郡若櫻町大字農人町五七五番地	厨 子	勝 藏
八頭郡若櫻町大字西町一二二九番地	岡 本	し の
八頭郡丹比村大字富枝二四番地	新 野	繁 治
八頭郡丹比村大字北山七三番地	森 下	龜 三
八頭郡八東村大字才代七番地	中 村	隆
八頭郡八東村大字才代三番地	花 木	金 十郎
八頭郡八東村大字才代一五二番地	中 村	勝 太郎
八頭郡安部村大字日下部四四二番地	西 川	直 行

八頭郡船岡村大字船岡二一四番地ノ一	富 山	熊 藏
八頭郡船岡村大字船岡二五三番地	佐 々 木	善 藏
八頭郡大伊村大字栃谷四六五番地	大 西	辰 造
八頭郡大御門村大字花二八一番地	明 石	周 一
八頭郡賀茂村大字門尾六番地ノ一五	矢 部	関 次郎
八頭郡中私都村大字下津黒三三番地	衣 笠	壽 賀 雄
八頭郡賀茂村大字郡家四六一番地	豐 口	田 一
八頭郡若櫻町大字若櫻一六四番地	木 島	公 之
八頭郡池田村大字吉川二六〇番地	大 塚	龜 吉
八頭郡池田村大字吉川二二一番地	坂 口	辨 左 門

八頭郡池田村大字岩屋堂一、二番地  
池田信用購買販賣利用組合

代表者 永原 泰藏  
八頭郡若櫻町大字上町五、二六番地

西本 竹藏  
八頭郡智頭町大字智頭一、六六〇番地

南子 一章道  
八頭郡智頭町大字智頭一、六〇〇番地

中 西 章道  
八頭郡智頭町大字智頭二、〇八九番地

初田林業株式會社智頭工場  
八頭郡智頭町大字智頭一、六四〇番地

酒本 增藏  
八頭郡智頭町大字智頭二、〇七〇番地

大坪 市次郎  
八頭郡智頭町大字智頭

因幡材木株式會社  
支配人 石谷 源太郎  
八頭郡智頭町大字智頭一、七九四番地ノ一

藤繩 喜代次

八頭郡智頭町大字智頭一、五三〇番地

梶川 務  
八頭郡智頭町大字智頭一、六五六番地

中島 優顯  
八頭郡智頭町大字智頭二、〇五一番地

國岡 一繁  
八頭郡智頭町大字智頭一、六四八番地

國岡 優  
八頭郡智頭町大字智頭一、六五〇番地

國岡 太郎  
八頭郡智頭町大字奧本

檀原 榮治郎  
八頭郡智頭町大字慶所

谷口 重雄  
八頭郡智頭町大字三吉六一番地

小椋 益三  
八頭郡國中村大字米岡

早田 麻治  
八頭郡國中村大字米岡

山本 政雄





月別	就業時間	休憩時間	(二) 所定就業時間	
			見習工	夫木撰
一月、二月、十二月	自午前七時三十分 至午後五時	午前十一時 至午後一時	同	同
三月、十月、十一月	自午前七時三十分 至午後五時三十分	午前十一時 至午後一時三十分	同	同
四月、五月、九月	自午前七時 至午後六時	同	同	同
六月、七月、八月	自午前六時三十分 至午後六時(但シ保護職工ニ限リ午後六時マデ)	午前十一時 至午後二時	同	同
見習工	同	同	一六〇〇	九〇〇
夫木撰	同	同	一九五〇	一五〇〇
二級	同	同	二五〇〇	二〇〇〇
一級	同	同	二五〇〇	二〇〇〇

職能別	賃金	日給月給	請負ノ別	最高賃金 (男)	初給賃金 (男)	摘要	工職取先			工職押元			工職立目				
							二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級			
鋸	三級	同	同	一八五〇	一五〇〇		二級	同	同	二二五〇	一九〇〇	一級	同	同	二八〇〇	二三〇〇	一八〇〇
丸	二級	同	同	二二五〇	一九〇〇		三級	同	同	二八〇〇	二三〇〇	二級	同	同	二八〇〇	二三〇〇	一八〇〇
帶	一級	同	同	三〇〇〇	二五〇〇		二級	同	同	二二五〇	一八〇〇	三級	同	同	二四五〇	二二〇〇	一八〇〇
鋸	三級	同	同	一七五〇	一三〇〇		二級	同	同	二二五〇	一八〇〇	一級	同	同	二八〇〇	二三〇〇	一八〇〇
帶	二級	同	同	二五〇〇	二〇〇〇		三級	同	同	二八〇〇	二三〇〇	二級	同	同	二八〇〇	二三〇〇	一八〇〇
鋸	一級	同	同	三〇〇〇	二五〇〇		二級	同	同	二二五〇	一九〇〇	三級	同	同	二四五〇	二二〇〇	一八〇〇

(三) 女ノ賃金ハ男ノ賃金ノ六割五分以下トシテ計算スルコト  
 (四) 職能別等級標準

職能別	等級	標準	職立目		
			丸鋸	帶鋸	目立
元押職工	一級	木取及能率共優秀ナルモノ	一級	目立ニ關シテ總テノ職能ニ秀デタルモノ	
	二級	木取又ハ能率ノ一方ニ優秀ナルモノ	二級	作業ニ相當熟練セルモノ	
	三級	作業普通ノモノ	三級	作業普通ノモノ	
先取職工	一級	作業特ニ優秀ナルモノ	一級	木取又ハ能率ノ一方ニ優秀ナルモノ	
	二級	作業普通ノモノ	二級	作業特ニ優秀ナルモノ	
	三級	作業普通ノモノ	三級	作業普通ノモノ	
撰木夫	一級	作業特ニ優秀ナルモノ	一級	作業普通ノモノ	
	二級	作業普通ノモノ	二級	作業普通ノモノ	

給與條件	給與率
早出、殘業	一時間ニ付日給ノ一割二分以内

(一) 手當  
 (二) 賃金基準  
 (三) 規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲナスモノトス  
 (四) 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ其ノ都度賃金臨時措置令第七條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲナスモノトス  
 (五) 賃金基準内規

(一) 請負給  
 (二) 總製材引揚賃金ノ三分五厘乃至四分トシテ計算スルモノトス  
 (三) 實物給與  
 必要ヲ生ジタル時ハ其ノ都度別ニ知事ノ許可ヲ受ケ給與スルコトヲ得  
 (四) 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第十條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲナスモノトス

昇給内規

- (一) 昇給期 六月、十二月
- (二) 昇給ニ必要ナル期間  
雇入後第一回ノ昇給ハ三ヶ月以上、爾後六ヶ月以上  
昇給セシムベキ基本給ニ付一回ノ昇給額
- (三)

種別	甲	乙	丙
給與額	貳拾錢	自拾五錢	自拾五錢

(四) 但シ各職能別定額賃金(最高賃金)ニ達シタル場合ハ爾後昇給セシメズ  
昇給ニ必要ナル條件

種別	甲	乙
條件	期間中皆勤シタルモノニシテ職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ	期間中平均一ヶ月二十五日以上勤務シタルモノニシテ職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ

丙 職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ

- (五) 但シ疾病、冠婚、葬祭其ノ他家族ノ看護ノ爲メ欠勤三日以内及公務ノ爲メ欠勤シタル場合ハ勤務日數ニ算入スルモノトス
- 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第十四條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲ爲スモノトス

◆鳥取縣告示第七百五號

賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ日野郡製材業者恩田虎市外拾六名ヨリ申請ニ係ル賃金協定ノ件昭和十五年九月七日左ノ通許可セリ

昭和十五年九月十日 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 申請者ノ住所氏名
- 日野郡黒坂町大字黒坂一、二二五番地 恩 田 虎 市
- 日野郡根雨町大字根雨三〇二番地 西 岡 繁 一
- 日野郡根雨町大字根雨一四一番地 涌 谷 虎 次 郎
- 日野郡日野上村大字宮内三四一番地 入 澤 仁

00102

日野郡山上村大字茶屋一、〇三二番地	青 戸	春 之
日野郡大宮村大字折渡二六二番地	吉 田	助 作
日野郡日野上村大字宮内四〇九番地	和 田	番 平
日野郡福榮村大字豊榮一七八番地	田 邊	鶴 一
日野郡多里村大字多里二〇七番地ノ一	金 谷	基
日野郡石見村大字上石見四七七番地ノ一	藤 本	四 郎
日野郡石見村大字花口九八番地ノ一	藤 原	福 重
日野郡日野上村大字生山六〇八番地	小 山	富 太
日野郡根雨町大字高尾五七五番地	木 山	仙 八
日野郡日野上村大字宮内七一番地	田 邊	政 市

00109

立 目	職能別	賃 金		日給月給 請負ノ別 最高賃金 (男)	初給賃金 (男)	摘 要
		一 級	二 級			
		三 級	同			
帶 鋸	同	同	同	同	同	
一 協定賃金適用區域	二 事業ノ種類	三 賃 金	一 基 本 給	二 基 本 給 内 規		
日野郡根雨町大字三谷七七番地ノ一	日野郡一圓 製材業					景 山 正 義
日野郡日野上村大字生山一二〇番地						杉 谷 秋 一
日野郡根雨町大字根雨六一四番地ノ一						松 原 義 一



元押職工	一級	木取及能率共優秀ナルモノ
	二級	木取又ハ能率ノ一方ニ優秀ナルモノ
	三級	作業普通ノモノ
先取職工	一級	作業別ニ優秀ナルモノ
	二級	作業普通ノモノ
五 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第七條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲ爲スモノトス 賃金基準内規 一手當		
給與條件	給與率	
早出、殘業	一時間ニ付日給ノ一割二分	
二 請負給 總製材引上賃金ノ三分四厘乃至四分トシテ計算スルモノトス		

種別	甲	乙	丙	
	給與額	貳拾錢	自拾五錢 至拾五錢	自拾五錢 至拾五錢
	給與額	貳拾錢	自拾五錢 至拾五錢	自拾五錢 至拾五錢
三 實物給與 必要ヲ生ジタルトキハ其ノ都度別ニ知事ノ許可ヲ受ケ給與スルコトヲ得 四 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第十條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ豫メ知事ニ報告ヲ爲スモノトス 昇給内規 一 昇給期 六月、十二月 二 昇給ニ必要ナル期間 雇入後第一回ノ昇給ハ三ヶ月以上爾後六ヶ月以上 三 昇給セシムベキ基本給ニ付一回ノ昇給額 但シ各職能別最高賃金ニ達シタル場合ハ爾後昇給セシメズ 四 昇給ニ必要ナル條件				

00114

種別	條	件
甲	期間中皆勤シタルモノニシテ職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ	
乙	期間中平均一ヶ月ノ内約二十五日以上皆勤シタル者ニシテ職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ	
丙	職務ニ勉勵シ且技術向上セリト認メタルモノ	

但シ疾病、冠婚、葬祭其ノ他家族ノ看護ノ爲缺勤三日以内及公務ノ爲メ又ハ雇傭者ノ都合ニ依リ缺勤セシメタル場合ハ勤務日數ニ算入スルモノトス

五 右ニ依ラズ特殊ナル賃金ヲ以テ採用セントスル場合ハ豫メ其ノ都度賃金臨時措置令第十四條ノ規定ニ依リ各自事業場ニ於テ知事ニ報告ヲナスモノトス

彙報

00115

縣稅賦課徵收に關する條例逐條說明

多年懸案でありました地方稅制の根本的改正は、愈々本年度より實施せられることとなりました。今次地方稅制改正は地方團體財政の基礎を確立して、自治の根柢を培ひ、又地方稅負擔の均衡化を圖つて地方更生に資することを主眼とせられて居ると同時に制度の簡易化を行つて、地方團體及地方住民の便宜を圖ることをも目標とせられて居ります。鳥取縣に於きましてもこの目標に順應して從來の縣の條例、縣令、訓令等に散在して居りました縣稅賦課徵收に關する諸規定を整理統合して鳥取縣稅賦課徵收條例及鳥取縣稅賦課徵收條例施行細則の二つの條例を設定せられました。鳥取縣稅賦課徵收條例につきまして逐條的に説明する前にその條例の概要を申しますと

第一章 總則

- 1 條例適用ノ通則
- 2 用語ノ定義
- 3 稅目ノ指定

第二章 賦課ニ關スル事項

- 1 賦課期日及課稅標準
- 2 賦課率及賦課額
- 3 不課稅及免稅

第三章 徵收ニ關スル事項

- 1 納期制定
- 2 納稅地指定
- 3 徵稅命令書發付
- 4 徵稅傳令書交付
- 5 納期前徵收
- 6 稅金拂込手續
- 7 取扱交付金
- 8 督促狀及督促手数料
- 9 滯納處分
- 10 延滯金
- 11 徵收ニ關スル書類送達
- 12 納稅延期

第四章 申告及申請ニ關スル事項

- 1 課稅標準ノ申告
- 2 縣稅納入義務ノ免除申請
- 3 異議申立關係書類提出
- 4 納稅延期及免除ノ申請
- 5 過納及誤納稅還付ノ申請
- 6 納稅管理人ニ關スル申請

第五章 補則

- 1 罰則
- 2 檢稅及臨檢

第六章 附則

- 1 書類經由機關
  - 2 條例施行時期
  - 3 關係舊規定ノ廢止
  - 4 過渡期縣稅賦課徵收手續
- でありまして、これを條を逐ふて申して見ますと

第一章 總則

第一條 本條ハ地方稅法(以下單ニ法ト稱ス)第三條ノ規定ニ基キ縣稅ノ賦課徵收ニ關スル總括的規定ヲ爲シタルモノナリ

(1) 縣稅ノ賦課徵收ハ法律ヲ以テ規定スルモノハ之ニ依ル

(2) 縣稅ノ賦課徵收ニ關シ(1)以外ノ事項ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ賦課徵收ス

(3) (1)ハ(2)ニ優先シテ適用セラルルハ勿論ナリ

第二條 本條ハ本條例中ノ用語ヲ定メタルモノナリ

第三條 本條ハ期別ヲ規定シタルモノナリ

第四條 本條ハ總括的ニハ法第二條ニ規定セラレ國稅附加稅ニ付テハ法第四十四條、獨立稅ニ付テハ法第四十八條、目的稅(都市計畫稅)ニ付テハ法第七十五條ノ規定ニ基キ縣稅トシテ賦課スベキ稅目ノ意思決定ヲ爲シタル規定ナリ



- 1 従前ノ縣稅家屋稅ガ國稅トナリ之ニ對シ附加稅ヲ課スルコトナレリ
- 2 従前ノ縣稅營業稅ガ廢止サレ且營業收益稅附加稅ガ營業稅附加稅トシテ改廢セラレタリ
- 3 従前ノ鑛業稅附加稅中鑛區ニ屬スル課稅ノミトナリ其名稱ヲ鑛區稅附加稅ト改メラル
- 4 従前ノ雜種稅附加稅中船舶(二十噸以上)、自動車、電柱、不動産取得、漁業稅中漁業權ニ對スル分、狩獵者、藝妓ニ對スル課稅ガ獨立稅トシテ改メラレ其他ハ市町村稅獨立稅トナル等改廢セラレタリ
- 5 従前地租ヲ課稅セラレザリシ土地ニ對スル縣稅特別地稅ガ廢止セラレ免租年期地及減租年期地ニ對シ段別稅ヲ賦課スルコトナレリ
- 6 都市計畫稅トシテ地租割、家屋稅割、營業稅割、獨立稅割ヲ設定シ得ルコトナリタルモ本縣ハ從來ノ沿革ヨリシテ營業稅割ノミヲ採用スルコトトセリ

## 第二章 賦課ニ關スル事項

- 第五條 本條ハ縣稅トシテ賦課スベキ稅ノ具體的賦課期日及課稅標準並ニ二年二期ニ賦課スル稅ノ每期賦課率ノ割合ヲ規定シタルモノナリ
- 第二項ノ規定ヲ必要トセルハ隨時ニ納稅義務ノ發生セルモノノ賦課期日ヲ明ラカニセルモノナリ
- 第三項ノ規定ハ主トシテ賦課徵收急ヲ要スルモノニ對スル賦課期日ヲ速急ニ決定スルコトヲ得ル規定ナリ
- 第六條 本條ハ法第四十九條第二項ノ規定ニ基キ段別稅ノ課稅標準タル土地ノ評定賃貸價格ノ算定方法ヲ規定セルモノナリ
- 第二項ハ其ノ評定賃貸價格ノ改訂ヲ規定セルモノナリ

- 第三項ハ土地ノ評定賃貸價格調査方法ノ細部事項ヲ鳥取縣稅賦課徵收條例施行規則其他ニ依ツテ定ムルコトヲ規定セルモノナリ
- 第七條 本條ハ第五條ニ於テ規定セラレタル課稅標準ノ内他ノモノニ比準シテ定ムルモノノ決定ノ方法ヲ規定セルモノナリ
- 第八條 本條ハ目的稅ニ付本條例ニ別段ノ規定ヲ爲サザル事項ニ付テハ更ニ具體的規定ヲ設クルコトナク各國稅附加稅ノ規定ヲ準用スルコトヲ規定セルモノナリ
- 第九條 本條ハ縣内數ヶ所以上ノ市町村ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲナス者、鑛區又漁場ヲ有スル者ニ對シ徵收便宜及徵收取扱費等ノ關係ヲ考慮シ知事ニ於テ賦課スベキ場所ヲ指定スルコトトナシタル規定ナリ
- 第十條 本條ハ國稅附加稅ニ付テハ自法第四十五條至法第四十七條獨立稅ニ付テハ自法第四十九條至法第五十六條目的稅ニ付テハ法第七十五條ノ規定ニ基キ縣稅トシテノ賦課スベキ各稅ノ具體的賦課率又ハ賦課定期ヲ規定セルモノナリ
- 1 自動車稅ニ在リテハ薪炭瓦斯發生機裝置ノモノニ對シ新ニ五割ヲ減額スルコトトセリ
- 2 電柱稅ニ在リテハ大体ニ従前ノ縣稅額ト市町村ノ附加稅額トノ合算額ヲ縣ト市町村ニ於テ平分シテ賦課スルコトトセリ
- 3 鐵塔ニ對シテハ塔脚基底面積一平方米未滿ト以上トニ類別課稅スルコトトセリ
- 4 電氣事業會社ノ利益配當率ニ依ル電柱稅ノ不課稅ノ限度三分未滿ヲ四分未滿トセリ
- 5 藝妓稅ニ付テハ従前定額ノミニ依ル課稅ヲ定額ト花揚高ニ平分課稅トシ溫泉地ノ藝妓ニ對スル課稅ヲ中位ニ定メタリ
- 第十一條 本條ハ本條例ヲ以テ課率ヲ定メザル都市計畫稅及水利稅ガ賦課洩又ハ遁脫ニ起因シ正當

00120

課稅年度經過後賦課セラルル場合ニ於ケル課率適用年度ヲ定ムル規定ナリ

第十二條 本條ハ法第十三條ノ規定ニ基キ縣ニ於テ課稅ヲ不適當トスルモノニ對シ課稅ヲ爲サザル

コトヲ規定シタルモノニシテ大体從來ノ沿革ニ依リ規定セリ新ニ加ヘタルモノヲ掲グレバ

1 第三號ハ段別稅ヲ設ケラレタルニ對シ其ノ課稅少額ナルモノハ徵稅費及其ノ手數等ヲ考慮ス

ルトキハ却テ課稅者ノ不利益トナリ實益ナキヲ以テ不課稅トスルコトトセリ

2 第四號警防用自動車ハ其ノ性質上ヨリ見テ不課稅トセリ

3 第十四號耕作ノ目的ヲ以テ土地所有權ノ交換ヲ爲シタルトキ其ノ交換ニ因リ從來所有シタ價

格ノ限度ヲ超エザルモノニ付テハ國策ニ順應シ不課稅ト爲スコトトセリ

4 第十五號漁業權稅ノ期間更新ニ因ル所得ハ其ノ性質上新ニ所得セルモノト認メ難ク又少額課

稅ハ第三號ノ場合ト同趣旨ニ依リ不課稅ト爲スコトトセリ

第十三條 課稅標準ハ原則トシテ納稅義務者ノ申告ニ依リテモ本條ハ他官廳ヨリノ材料ヲ採用シ得ル

稅ニ付申告ヲ俟タズ課稅シ得ルコトヲ規定セリ

第十四條 本條ハ納稅義務者ノ申告セル事項ガ事實ニ相當シナイ場合財務出張所長ハ之ヲ更正シ得

ル規定ナリ

第十五條 本條ハ第一項及第二項ニ納稅義務者ガ申告ヲ爲サザルトキ財務出張所長ニ於テ課稅標準

ヲ認定シ得ルコトヲ規定シ第三項ニ於テ其ノ認定ガ不當ナリト認ムルトキ知事ノ再審査ニ依ル

コトヲ規定セルモノナリ

第四項ノ規定ヲ必要トセル理由ハ納稅義務者ガ課稅標準ノ申告ヲ在再遷延セシメ課稅ノ時期ヲ

失スルノ虞アルガ如キ場合知事ノ認定ニ依ルコトヲ規定シタルモノナリ

第三章 徵收ニ關スル事項

00121

第十六條 本條ハ縣稅ノ各納期ト其ノ納期ニ於テ徵收スル額ヲ規定スルト共ニ納期ノ初メ明カ

ニセリ

第二項及第三項ノ規定ハ本條例第五條第二項及第三項ノ規定ニ依リ夫々賦課シタルモノヲ徵收

スルニ當リ其ノ額及時期ヲ規定セルモノナリ

第十七條 本條ハ納稅者中所在不明ノ者アルトキ或ハ災害其ノ他ノ事故等ニ因リ納期內ニ徵稅傳令

書ヲ交付スルコト不能ナル場合ニ於テ財務出張所長限リ納期ヲ定メ得ルコトヲ規定セルモノナ

リ

第十八條 本條ハ所定ノ納期末日ガ休日ニ相當スル場合之ヲ繰下グルコトヲ規定シタルモノナリ

第十九條 本條ハ各縣稅ノ納稅地ヲ明カニセル規定ナリ

第二十條 本條ハ徵稅傳令書ノ書式ト之ヲ發スル者並ニ之ヲ發スル期限ヲ定メ納稅ノ期間ヲ長期間

保有セシメ納稅ノ便宜ヲ考慮シタル規定ナリ

第二十一條 本條ハ徵稅傳令書ヲ發シタル後ノ稅額ノ異動ニ關シテハ當該財務出張所長ハ夫々増減

額命書ヲ發スルコトヲ規定シタルモノナリ

第二十二條 本條ハ法第十七條ノ規定ニ基キ市町村長ヨリ納稅者ニ交付スベキ徵稅傳令書及知事又

ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ府縣吏員ヨリ納稅者ニ交付スベキ徵稅傳令書ノ書式ヲ定メ之ヲ交

付スル期限ヲ規定シタルモノナリ

第二十三條 本條ハ市町村長ニ於テ各納稅義務者毎ニ算定シタル稅額ノ合算額ガ個々ノ端數切捨ニ

起因シ本條例第二十條ノ規定ニ依リ發シタル徵稅傳令書ノ金額ト差異ヲ生ジタル場合ハ財務出

張所長更ニ徵稅傳令書ノ金額ヲ更訂スルコトナク市町村長ニ於テ其旨報告スルコトニ依リ之ガ

更訂アリタルモノト見做スコトヲ規定セルモノナリ

- 第二十四條 本條ハ法第二十六條ノ規定ニ基キ繰上ゲ徵收ヲ爲シ得ベキ場合ニ於ケル應急徵收ノ手續ヲ規定セルモノナリ
- 第二十五條 本條ハ法第十九條第一項ノ規定ニ依リ納稅者ガ其ノ納稅義務ヲ了センガ爲税金ヲ納付セムトスルトキ市町村長ヨリ交付ヲ受ケタル徵稅傳令書ヲ差出スコトヲ規定シタルモノナリ
- 第二十六條 本條ハ市町村ニ於テ徵收シタル縣稅ヲ法第十九條第三項及第四項ノ規定ニ依リ縣ヘ拂込マシムルニ當リ其ノ期限及拂込先並ニ拂込ノ方法ヲ規定シタルモノニテ縣稅滯納整理ヲ早期ニ着手シ得ル手段トシテ拂込整理期間ヲ三日間短縮繰上ゲセル點ニ改正ヲ加ヘタリ
- 第二十七條 本條ハ縣稅ノ拂込金ヲ所定ノ郵便振替貯金ニ依リ納入シ得ル手續ヲ規定セルモノナリ
- 第二十八條 本條ハ法第十五條第二項ノ規定ニ基キ市町村ニ對シ交付スル縣稅徵收取扱費ノ割合並ニ毎期ノ交付額ヲ計算スル期間ヲ規定シタルモノニシテ大体ニ國稅ノ例ニ準ジ割合及期間ヲ定メタルモノナリ
- 第二十九條 本條ハ滯納報告ヲ爲スベキ場合及報告ノ書式並ニ其期限ヲ規定セルモノナリ
- 第三十條 本條ハ督促狀ヲ發スル時期並ニ督促狀ノ書式ヲ規定シタルモノナリ
- 第三十一條 本條ハ法第二十二條第二項ノ規定ニ依リ督促手数料ノ額ヲ規定シタルモノナリ
- 第三十二條 本條ハ法第二十三條ノ規定ニ依リ滯納處分ヲ爲スベキ期間ヲ規定シタルモノニシテ從來六ヶ月以內ヲ三ヶ月以內ニ短縮シ迅速整理スベク改正ヲ加ヘタリ

- 第二十二條 本條ハ法第二十二條第二項ノ規定ニ依リ督促手数料ノ額ヲ規定シタルモノナリ
- 第二十三條 本條ハ督促狀發付後ノ縣稅收納ノ手續ヲ規定シタルモノナリ
- 第二十四條 本條ハ財產差押ニ從事スル者ハ其旨ノ證票ヲ携帯スルコトトシ其證票ノ様式ヲ規定シタルモノナリ
- 第二十五條 本條ハ差押ヲ爲シタル財產ノ保管ノ場所ヲ指定シ滯納者又ハ第三者ニ保管セシムル場合ノ保管ノ手續ヲ規定シタルモノナリ
- 第二十六條 本條ハ財產差押調書其他債權又ハ債權及所有權以外ノ財產權ヲ差押ヘタル場合ノ通知書ノ様式ヲ規定シタルモノナリ
- 第二十七條 本條ハ財產差押ヲ受ケタル後縣稅其他ヲ納付スル手續ヲ規定シタルモノナリ
- 第二十八條 本條ハ差押財產ノ公賣公告ノ書式ヲ規定シタルモノナリ
- 第二十九條 本條ハ差押財產ノ公賣入札ニ關スル手續ヲ規定シタルモノナリ
- 第三十條 本條ハ財務出張所員現金ヲ受領シタル場合領收證ヲ交付スルコト並ニ領收證ノ書式ヲ規定シタルモノナリ
- 第三十一條 本條ハ法第二十四條ノ規定ニ基キ本縣ノ徵收スベキ延滯金ノ額ヲ規定シタルモノナリ
- 第三十二條 本條ハ縣稅徵收ニ關スル書類ノ送達並ニ公示送達ニ關シ規定シタルモノナリ

第四十六條 本條ハ法第二十七條ノ規定ニ依ル納稅延期ニ付其ノ必要アリト認ムル者ヲ指定シ且其ノ手續ヲ規定シタルモノナリ

第四章 申告並申請ニ關スル事項

第四十七條 本條ハ二ヶ所以上ニ營業所ヲ有スル者ノ各營業所ノ狀況ヲ期限及書式ヲ定メテ納稅義務者ヨリ申告セシムルコトヲ規定シタルモノナリ

第四十八條 本條ハ二ヶ所以上ノ市町村ニ亘リ鑛區ヲ有スル者ノ其狀況ヲ期限及書式ヲ定メテ納稅義務者ヨリ申告セシムルコトヲ規定シタルモノナリ

第四十九條 本條ハ獨立稅ノ

1 納稅義務發生シタルモノ

2 同 消滅シタルモノ

3 納稅義務者ノ異動アリタルモノ

4 届出事項ニ異動アリタルモノ

ニ對シ期限並書式ヲ定メテ各納稅義務者ヨリ届出セシムルコトヲ規定シタルモノナリ

第二項ハ利益割合ニ應ジ課稅ノ輕減ヲ爲ス電柱稅ノ納稅義務者ヨリ課稅上必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ規定シタルモノナリ

第五十條 本條ハ法第十六條ノ規定ニ基ク市町村ノ縣稅納入ノ義務ノ免除ニ關シ當該市町村ガ免除ヲ受ケントスルトキニ於テ其ノ申請ノ手續ヲ規定シタルモノナリ

第五十一條 本條ハ法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ爲サムトスル者ニ於テ提出スベキ申立書ノ記載事項及證據書類等ノ手續ヲ規定シタルモノナリ  
本異議ノ申立手續ハ大体ニ於テ國稅ノ例ニ準據シタルモノナリ

第五十二條 本條ハ法第二十七條ノ規定ニ依ル納稅延期ヲ受ケムトスル場合並ニ法第二十八條ノ規定ニ依リ縣稅ノ減免ヲ受ケムトスル場合ノ申請書ノ書式ヲ定メ申請ノ手續ヲ規定セルモノナリ

第五十三條 災害其ノ他ノ事故ニ依リ收穫皆無トナリタル田畑ニ對シ段別稅ノ免除ヲ受ケムトスル場合ノ書式ヲ定メ申請ノ手續ヲ規定セルモノナリ

第五十四條 本條ハ過誤納縣稅ノ還付ヲ申請セムトスル場合ノ書式並其手續ヲ規定セルモノナリ

第五十五條 本條ハ法第三十二條ノ規定ニ依ル納稅管理人ノ設定又ハ變更ニ關スル申告ノ書式ヲ定メタルモノナリ

第五章 補 則

第五十六條 本條ハ法第八十條ノ規定ニ基キ過料ヲ科スル意志決定及其ノ額ヲ規定セルモノナリ

第五十七條 本條ハ未成年者又ハ禁治產者ガ營業者又ハ物件ノ所有者タル場合ノ違背行爲營業者又ハ物件ノ所有者ノ代理人又ハ使用人ノ違背行爲並ニ法人ノ代表者又ハ其ノ使用者ノ違背行爲ニ對スル責任ノ歸屬ヲ規定セルモノナリ

第五十八條 本條ハ法第八十一條ノ規定ニ依リ縣稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テ當該官吏又ハ吏員ガ檢稅檢査ヲ爲ス場合檢査章ヲ携帶スルコトヲ規定シ併セテ其様式ヲ規定シタルモノナリ

第二項ハ臨檢者ハ檢査ヲ爲ストキハ納稅義務者又ハ其代理人ヲシテ立會セシムルコトヲ規定シタルモノナリ

第六十條 本條ハ縣稅賦課徵收ニ關スル細則ノ規定ハ知事ニ於テ之ヲ定ムベキコトヲ規定シタルモノナリ

第六十條 本條ハ縣稅賦課徵收ニ關スル細則ノ規定ハ知事ニ於テ之ヲ定ムベキコトヲ規定シタルモノナリ

第六十條 本條ハ縣稅賦課徵收ニ關スル細則ノ規定ハ知事ニ於テ之ヲ定ムベキコトヲ規定シタルモノナリ

第六十條 本條ハ縣稅賦課徵收ニ關スル細則ノ規定ハ知事ニ於テ之ヲ定ムベキコトヲ規定シタルモノナリ

第六章 附 則

第五十九條 本條ハ縣稅賦課徵收ニ關スル書類ヲ提出スル場合ハ直接其ノ衝ニ當ル市町村長ヲ經由スルノ要アルヲ認メ原則トシテ當該市町村長ヲ經由スベキコトヲ規定シタルモノナリ

第六十條 本條ハ縣稅賦課徵收ニ關スル細則ノ規定ハ知事ニ於テ之ヲ定ムベキコトヲ規定シタルモノナリ

00126

ルモノナリ

第六十一條 本條ハ本條例適用ノ年度並ニ家屋稅ニ關シ適用ノ例外ヲ規定セルモノナリ

第六十二條 本條ハ本條例ノ適用ニ伴ヒ當然廢止スベキ條例ノ廢止ヲ規定セルモノナリ

第六十三條 本條ハ家屋稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ法ノ定ムル所ニ從ヒ昭和十六年度迄ハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ規定セルモノナリ

第二項ハ昭和十五年度及昭和十六年度分ノ家屋稅ノ賦課率ヲ規定セルモノナリ

第三項ハ昭和十五年度ノ家屋稅賦課期日及徵收期日ヲ規定セルモノナリ

第六十四條 本條ハ經過の規定トシテ昭和十四年度以前ノ縣稅ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ規定シタルモノナリ

第六十五條 本條ハ申告事項ノ經過の規定ナリ

第六十六條 本條ハ昭和十五年度分縣稅ノ賦課期日及納期ヲ經過的ニ規定セルモノナリ

第六十七條 都市計畫稅營業稅割ハ其ノ性質上ヨリ見テ之ガ賦課率ヲ本條例ヲ以テ不變的ニ規定スルコトハ妥當ナラズ本條例第十條ノ規定ニ依リ其ノ都度別ノ條例ニ依リ定ムルコトトセルモ昭和十五年度分ニ限リ本條例第十條ノ規定ニ拘ラズ本條ヲ以テ賦課率ヲ規定セルナリ

00127

辭令

鳥取縣農林技手 藤 田 豊  
 願ニ依リ本職ヲ免ス (八月二十二日付)

長崎縣勤務ヲ命ス 地方技師 蛇 口 哲 三  
 (八月二十九日付)

(各 通) 鳥取縣農林主事補 前 田 和 夫  
 鳥取縣農林技手 藤 岡 忠 信  
 願ニ依リ本職ヲ免ス 中 尾 鹿 藏  
 (各 通) 寺 谷 政 義

鳥取縣農林主事補ニ補ス 安 東 信  
 經濟部規畫課勤務ヲ命ス 加 納 靜 男  
 (各 通)

鳥取縣農林技手ニ任ス 鳥取縣農林技手 横 山 磐  
 經濟部林務課勤務ヲ命ス 鳥取縣農林技手  
 鳥取縣土木技手ニ任ス  
 經濟部林務課勤務ヲ命ス  
 (以上八月三十一日付)

# 通牒

受林第三七〇八號

昭和十五年九月六日

市町村長殿

鳥取縣經部 長

水害防止ニ關スル件

事變下木材木炭ノ需要増加ニ伴ヒ森林ノ伐採頓ニ増加ノ傾向ヲ示シ動モスレバ過伐早伐ノ虞ナキヲ保シ難キ情勢ニ有之候ニ付此ノ際伐採其ノ他施業上充分ナル注意ヲ加ヘラル、ハ勿論降雨期ヲ控ヘ左記事項ニ關シテハ苟モ治水上禍ヲ貽スコト無之様一層ノ留意相成ト同時ニ關係者ニ周知方御取計相成度此段及通牒候也

記

- 一 保安林ノ伐採並ニ其ノ跡地ノ造林ニ付テハ命令ヲ嚴守スルコト
- 一 地勢急峻ナル箇所又ハ地盤脆弱ナル箇所ニ於ケル伐採又ハ開墾行為ハ可成之ヲ差控フルコト
- 一 治水工事、災害荒廢地復舊工事、災害防止林業施設ニ付テハ速ニ工事ヲ完成シ治山治水ノ實ヲ擧グル様協力シ尙從來ノ既設工事ニ對シテハ保護手入ヲ加ヘ夫々充分其ノ機能ヲ發揮セシムル様努ムルコト
- 一 木落シ跡地其ノ他崩壞ノ虞アル箇所ニ對シテハ崩壞防止ノ適當ナル施設ヲ講ズルコト
- 一 溪流河川沿地等木材流失ノ虞アル箇所ニ貯木貯炭ヒザルコト
- 一 河川沿ヒ山地ノ伐採跡地ニ殘木ヲ放置シ河川ニ流失ヲ虞アルモノハ此ノ際適當ニ處置スルコト

昭和十五年九月十日印刷  
昭和十五年九月十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海